

## 第115号議案

足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の旅費に関する条例（昭和50年足立区条例第14号）の  
一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第1号を削り、同項第2号中「財務省令」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「引続いて」を「引き続いて」に、「又は任命権者」を「若しくは任命権者」に、「あてる」を「充てる」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「若しくはその扶養親族」を削り、「本拠地」を「根拠」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上）を「家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上）に改め、「主として」を削り、「維持しているもの」を「一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするもの」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項を削る。

第3条第1項中「その」を「当該」に改め、同条第2項第1号中「免職」の次に「（罷免を含む。）」を加え、同条第6項中「及び第4項」

を「、第4項及び第5項」に、「範囲内の」を「範囲内で区規程で定める」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前項」を「前2項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「、その出発前に、第4条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に改め、「死亡した場合」の次に「その他足立区職員旅費支給規程（昭和50年足立区訓令甲第26号。以下「区規程」という。）で定める場合」を加え、「なった金額を、旅費」を「なる金額又は支出を要する金額で区規程で定めるものを旅費」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例等に特別の定めがある場合その他区費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

第4条第1項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「（取消しを含む。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「よってこれを」を「区規程で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項中「記載事項及び」を削り、「任命権者が」を「区規程で」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「速やかに」を「できるだけ速やかに」に改め、同条第3項中「旅行者は、前2項」を「旅行者が、前2項」に、「その旅行者」を「当該旅行者」に改める。

第6条から第13条までを次のように改める。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求及び精算)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「請求書等」という。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうち、その資料を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合

には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

- 4 請求書等又は資料が電磁的記録で作成されている場合は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書等又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに当該請求書等又は資料を提出したものとみなす。
- 6 請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、区規程で定める。

（旅費の種類）

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費、死亡手当及び旅行雜費とし、これらの内容については、次条から第21条までの規定に定めるところによる。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他区規程で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 急行料金
- （3） 寝台料金
- （4） 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他区規程で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国にお

けるこれに相当するものその他区規程で定めるものをいう。以下同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
- 3 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により著しく長時間にわたる移動として区規程で定めるものをするときは、前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる運賃の額の上限を最下級の直近上位の級の運賃の額とすることができる。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該費用の額を算定することができない場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含

む。) その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として区規程で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 内国旅行 省令別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額

(2) 外国旅行 省令別表第2の2の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額

第13条の2を削る。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第14条から第24条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める1夜当たりの定額とする。

- (1) 内国旅行 省令別表第3の1の表の宿泊手当の欄に定める額
- (2) 外国旅行 省令別表第3の2の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の宿泊手当の欄に定める額

(転居費)

第16条 転居費は、本邦における赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数又は1者（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別の事情があると認められる場合に限る。）の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、本邦における赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に

係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、本邦における赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして区規程で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、区規程で定める定額とする。

(旅行雑費)

第21条 旅行雑費は、内国旅行において公務上特に必要な雑費として区規程で定めるものとし、その額は、区規程で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げるものとする。

(1) 第3条第2項第1号に規定する場合に該当するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第4号に規定する場合に該当するときは、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいた地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて区規程で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により

計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雜費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第6条、第13条、第14条、第16条第1項、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第25条から第27条の2までを削る。

第3章を削る。

「第4章 雜則」を削る。

第37条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「区以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条を第25条とする。

第38条中「又は第64条」を「若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項」に、「又はこの」を「、又はこの条例の」に、「同法」を「労働基準法」に改め、「若しくは第64条」の次に「又は船員法第48条」を加え、「、旅費」を「旅費」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第38条を第26条とする。

第26条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第27条 支出担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく命令に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければ

ならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第39条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、この条例」に改め、同条を第28条とする。  
別表第1及び別表第2を削る。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の足立区職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の足立区職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者

が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。